

むろらん 市政だより



育てすこやかに 与えよ夢と力を



児童福祉週間始まる

5月5日～11日

子どもための行事

- 5日 ▽青少年の日 ▽第7回春の少女大会 ▽文化センター
- ▽水族館で入館先着順に「金魚のわくりもの」 ▽科学館で入館先着順記念品のおくりもの。
- 7日 電話をえがく会 ▽文化センター
- 8日 母の日写真会 ▽金市
- 13日 中学生のためのレコードコンサート ▽図書館
- 14日 小中学生給食優待割引券 ▽科学館
- 14日 子どもの読書週間 ▽図書館
- 20日 子どもと読書講演会
- 21日 測量山開き
- 22日～31日 春の交通安全運動の実施 ▽子ども交通安全事故から守りましょう。

◎この子をいれたる運動年間を通して実施 ▽善行表彰など

“さつき晴れのように”

遠く羊蹄山はまだ白い衣を脱ぎすす、雨の冷たさを感じるときがあっても、空はよいと輝き、子どもたちの夢多い五月である。そして子どもたちの健康と幸福を願って、青空にくっきりと浮かぶ鯉のぼりとともに児童福祉週間がやってきました。

子どもの日として母の日を中心に展開される児童福祉週間、それはまさに子どもたちの問題に対するおとなの反省を求める週間として意義を持っているものです。明るく、健康で、すこやかに子どもが育つことは、だれしも願うことです。最近では家庭をはじめ、社会の状況が複雑になるにつれ、親が子どもといっしょ

よう過したり、おとなが子どものことを真剣に考えたりする時間が不足しがちになってきています。これは、心身ともに発達盛りの子どもにとってきわめて不幸なこと、子どもの育成にとってなんらかの影響をおよぼしていることは事実です。

子どもは本来「すばらしい無限の可能性」を秘めた存在と同時に人類の生命と文化を後世に伝える巨大な流でもあります。それだけ親としても、世のおとなたちも子どもたちが健全に成長するためにあらゆる準備を整えるとともに、子どもの「自主性」をしっかりとつづめるの努力も忘れてはならないと思います。とくに、人格形成は子どもの家庭教育が大きなポイントとなっています。

子どもたちのすこやかな成長を願う努力とは、たんに子どもたちを甘やかすことではなく、温かい愛情のなかに流れる「きびしさ」が重要です。

このよつな問題は、手近かなところから解決するためにも、寸時を惜んで子どもの世界に飛び込み、子どもたちに親しまれ尊敬される姿を取りもつことです。

さかいわい当市は、自然の良港を見おろす測量山、それに連なる自然の緑地も多く見られます。「さつき晴れ」のひとときを家族ぐるみで過ごし、自然に親しむことも親と子のつながりを「そう深めること」になるでしょう。

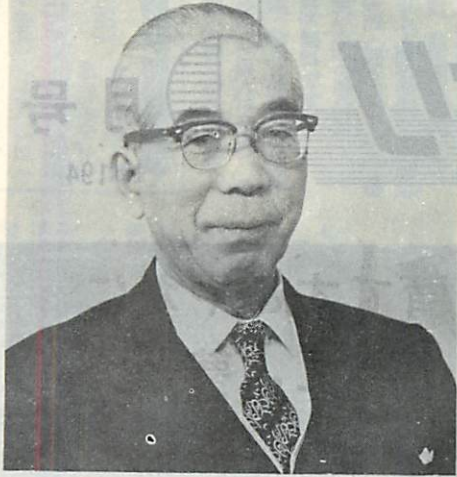
室蘭市長選挙

さきの市長選挙で、高薄豊次郎氏が再び当選、これから4年間、われわれ市民の代表として、市政運営に当ることになりました。

市長再任にあたって

市民優先の市政を約束します

室蘭市長 高薄豊次郎



このたび、市民のみなさんのご支援を得まして、引きつづき市政をおおすかりすることになりましたが、わたくしの市政執行の考え方を申し述べ、みなさんの深いご理解と協力を得たいと存じます。わたくしは、過去四年間の実績に、謙虚な反省を加え、市政をさらに前進させるため、市民のみなさんとともに歩んでまいりたいと念願しています。

まず第一に、わたくしは市民優先の市政を実現することをお約束いたします。市民優先の市政と申しますのは、特定の党派、階級とらわれず、普遍的に市民の利益を増進することを何よりも大事なことと考えて、すべての施策の重点を市民の利益というところに焦点を合わせ、「市民には誠意をもつて、庁内にはきびしく」という地方自治体の姿を当然のこととして行なっていくとです。

第二には、能率のよい行政を実現しなければならぬと思えます。そのために市民のみなさんからいただく税金を有効に使って、十八万市民全体のお役にたつような使い方をしようという心がけます。同じ金を使うのにも、ひとりでも多くの市民がうるおつような使い方をしようと考えています。

健全財政の堅持を

また、一方では、市の繁栄と市民生活向上のために、国や道に積極的な投資をさせることに努め、そのことよって市の財政規模を拡大し、従来からの健全財政を堅持

持するという前向きな姿、市政を押し進めていくというのが、第三にお約束する点であります。

一体化の施策を

市の将来を考えますときに、やはり各分野の開発施策に協調し、あるいはまぐるしい社会の変転に際して、市の将来のあるべき姿を予想し、これに到達すべき施策の軌道を敷いて、この線に沿って市政を進めることが最も堅実な、近代的な市政の進め方と考えました。前期当選後主要事業五年計画を策定し、これに基づいて仕事を進めてまいりましたが、幸いにこの計画も軌道に乗って着実に進んでおりますので、今後は、さらにお約束しました諸事項を織り込んだ中期主要五年計画を策定し、さらに強力な市政の推進を図りたいと考えています。

住民福祉の増進を

なんと申ししても、市政は住民の福祉向上に努めることであり

ます。したがって、産業基盤を拡充し、生活環境を整備する住民福祉対策を最重点施策としてとりあげ、計画的に本市の発展力をつけ、また、一般社会情勢の推移とらみ合わせて本市の繁栄と住民福祉の増進を図りたいと思えます。

市民意識の高揚を

さらに、この際、自分たちの市は、自分たちでより立派なものにしようという、市民意識の高揚が心から待望されるものであります。これこそ明るい住みよいまちをつくる基本であり、まっすぐりを成功させるには、市民のみなさんの心からの協力をお願いするものであります。

以上、二、三市政執行の基本的態度として、考え方の一端を申しあげましたが、わたくしは、このたびの選挙に示されたみなさんの信任にこたえるために、心構えを新たに以上申し述べましたお約束の実行に懸命の努力を傾注してまいり所存でございます。

どうか、市民のみなさんには、本道整合開発のうちで最も開発熱度の高い中核都市として恥ずかしくない、環境や施設の面にも、さらには人情の点にも美しく、豊かな室蘭市を築きあげるために一層のご協力とごべんごつを切望する次第であります。

春の交通安全運動実施

＝ 5月21日～31日 ＝

- ◎学童を交通事故から守りましょう
- ◎運転者は交通ルールを守りましょう

みんなそろって町を
きれいにしましょう

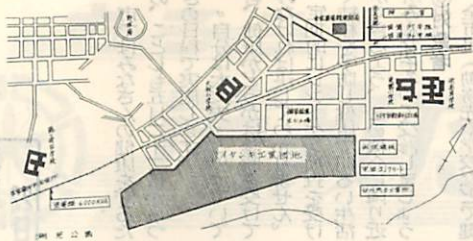
春の全市大掃除運動を実施

5月15日～6月14日

＝環境 価格とも最適の工業用地＝

イタンキ工業団地

分譲開始



市内の中小企業工場の大増設が
既成市街地の商業住宅地域に混在
しており、従前からの狭い敷地
地、不完全な作業環境といった立
地的な制約から発展が阻害されて
いるのが実情です。

市では、産業立地基盤を整備し
地場中小企業の育成振興と新規に
立地する企業の受け入れ体制の確
立をはかるため、東町イタンキに
工業団地を造成してこのほどつき
の要領で分譲することになりました。

分譲区画

分譲面積は十萬六千八百七十三
・八平方メートル 区画は別図の
よつにA～Dまで、一希面により
最低千六百五十三平方メートル（
五百坪）の面積区画で分譲

分譲価格

三・三平方メートル二万円一
万二千五百円、平均一万七千円
土地代金の支払方法
契約を結んでから、指定する日
まで全額納入を原則とする。

申込期間

昭和四十二年五月三十一日まで
申込資格
つぎの条件を備えていること。

①製造業を営むものおよびこれ
に付随する事業で、工業生産に直
接関係のあるもの。
②団地周辺地域に公害をおよぼ
す恐れのない工業を営むもの。

③分譲契約締結後二年以内に工
場建設に着手できるもの。
※申込みおよび問合わせは、市経
済部商工課工業係の11111へ

分譲区画図



宅地分譲中 (振興公社)

分譲地
小橋内 A 団地 3 戸分
B 分 253 分

※分譲申し込み、お問
合わせは、室蘭振
興公社（市役所四階
）へ電話①11111

42年度計量器の定期検査実施

ことしの計量器定期検査（持込検査および所在場所検査）を、別表のとおり実施します。

取り引きや証明に使用している「はかり、ます、さし」は、もよりの検査所でかならず検査を受けてください。

なお、運搬困難な計量器などは6月20日～7月20日の間その所在場所で検査しますので、6月10日までに市計量検査所（市役所内）へ連絡ください。

児童遊園地の 新設・遊具の設備費 助成申請の受付中

昭和四十二年児童遊園地新設
（補修）整備事業費の補助申請を
つぎにより受付中です。

▽受付期間 5月15日まで
▽助成対象 四十二年度に児童
遊園地を新設する場合、同じく
遊具を設備する場合、また既設
の遊具の補修に対しても補助金
を交付します。

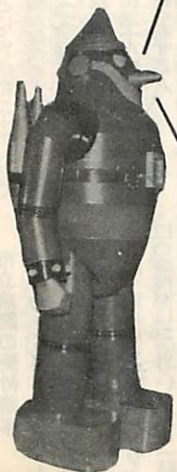
※補助を受けようとする町内会
自治会、団体は、市福祉事務所
に申請してください。

楽しく学べる 青少年科学館へ

小中学生全館割引
14日まで

小学生 20円
中学生 30円

- ◎ゴーカート・レーシングカーなど運転開始
- ◎鉄人28号ロボット、ミュージックボードなど新展示品がいっぱい！



検査月日	検査時間	検査区域	検査場所
5月8日	9.30—15.30	絵柄～築地	市祝津出張所
9	"	緑～幕西、海岸	消防第2分団詰所
10	9.00—15.00	中央、常盤、清水	市計量検査所
11	"	中央、幸	"
12	"	本、栄、舟見、山手	"
15	"	母恋北、新富	成徳中学校
16	"	母恋南	"
17	9.30—15.30	御前水、御崎	御前水消防団詰所
18	"	大沢、みゆき、輪西	市輪西支所
19	"	輪西、東町5	"
22	"	東、寿、日の出	市東支所
23	"	知利別、水元、高砂	知利別富士鉄集会所
24	"	知利別、宮の森、中島	中島小学校
25	"	中島町	日新小学校
26	"	本輪西町の以東	市本輪西支所
27	"	本輪西町の以西	"
29	9.00—15.30	受検洩れのもの	市計量検査所
30	"	"	"
31	"	"	"

ひとりのこらず受診しましょう

5月 22日から 定期結核検診

健康で明るい生活のために

市ではみなさんの健康を守るため、ことしも五月二十一日からつぎの日程で実施します。

「自分は大丈夫」と思っているも、健康かどうかは診断を受けてみなければ決してわかりません。

定期的にレントゲン検査を受けて結核を予防し健康で明るい生活ができるよう、この機会に隣り近所みんなそろって受診しましょう

◎対象者 全市民(勤務先や学校などで健康診断を受ける方を除きます)

◎検診内容 ①幼児(就学前) ムツ反、BCG ②14才・29才 ムツ反、BCG、問

接撮影、血圧測定(希望者) ③30才以上:問接撮影、血圧測定 精密検査(問接撮影の結果、健康状態が不明の場合)

◎料金は無料です ※その他 幼児の検診には母子手帳が必要、ご婦人はボタン、金具のない下着を着用願います。

わか郷土の地名と由来

〔幕西〕 名「マクニシ」原語源「マクン・ニウシ」(後方の・森林)「ニウシ」は(木・群生している・所)。

◎検診日程

(時間)10時~15時ただし、喜門併小10時~12時、陣屋、石川町会館、本室開小は13時~15時です)
5月22日 陣屋町会館 23日 本室開小学校 24日 喜門併小学校 25日 陣屋併小 26日 石川町会館 27日 陣屋併小 28日 陣屋併小 29日 陣屋併小 30日 陣屋併小 31日 陣屋併小

6月1日 陣屋併小 2日 陣屋併小 3日 陣屋併小 4日 陣屋併小 5日 陣屋併小 6日 陣屋併小 7日 陣屋併小 8日 陣屋併小 9日 陣屋併小 10日 陣屋併小 11日 陣屋併小 12日 陣屋併小 13日 陣屋併小 14日 陣屋併小 15日 陣屋併小 16日 陣屋併小 17日 陣屋併小 18日 陣屋併小 19日 陣屋併小 20日 陣屋併小 21日 陣屋併小 22日 陣屋併小 23日 陣屋併小 24日 陣屋併小 25日 陣屋併小 26日 陣屋併小 27日 陣屋併小 28日 陣屋併小 29日 陣屋併小 30日 陣屋併小 31日 陣屋併小

7月1日 陣屋併小 2日 陣屋併小 3日 陣屋併小 4日 陣屋併小 5日 陣屋併小 6日 陣屋併小 7日 陣屋併小 8日 陣屋併小 9日 陣屋併小 10日 陣屋併小 11日 陣屋併小 12日 陣屋併小 13日 陣屋併小 14日 陣屋併小 15日 陣屋併小 16日 陣屋併小 17日 陣屋併小 18日 陣屋併小 19日 陣屋併小 20日 陣屋併小 21日 陣屋併小 22日 陣屋併小 23日 陣屋併小 24日 陣屋併小 25日 陣屋併小 26日 陣屋併小 27日 陣屋併小 28日 陣屋併小 29日 陣屋併小 30日 陣屋併小 31日 陣屋併小

8月1日 陣屋併小 2日 陣屋併小 3日 陣屋併小 4日 陣屋併小 5日 陣屋併小 6日 陣屋併小 7日 陣屋併小 8日 陣屋併小 9日 陣屋併小 10日 陣屋併小 11日 陣屋併小 12日 陣屋併小 13日 陣屋併小 14日 陣屋併小 15日 陣屋併小 16日 陣屋併小 17日 陣屋併小 18日 陣屋併小 19日 陣屋併小 20日 陣屋併小 21日 陣屋併小 22日 陣屋併小 23日 陣屋併小 24日 陣屋併小 25日 陣屋併小 26日 陣屋併小 27日 陣屋併小 28日 陣屋併小 29日 陣屋併小 30日 陣屋併小 31日 陣屋併小

9月1日 陣屋併小 2日 陣屋併小 3日 陣屋併小 4日 陣屋併小 5日 陣屋併小 6日 陣屋併小 7日 陣屋併小 8日 陣屋併小 9日 陣屋併小 10日 陣屋併小 11日 陣屋併小 12日 陣屋併小 13日 陣屋併小 14日 陣屋併小 15日 陣屋併小 16日 陣屋併小 17日 陣屋併小 18日 陣屋併小 19日 陣屋併小 20日 陣屋併小 21日 陣屋併小 22日 陣屋併小 23日 陣屋併小 24日 陣屋併小 25日 陣屋併小 26日 陣屋併小 27日 陣屋併小 28日 陣屋併小 29日 陣屋併小 30日 陣屋併小 31日 陣屋併小

10月1日 陣屋併小 2日 陣屋併小 3日 陣屋併小 4日 陣屋併小 5日 陣屋併小 6日 陣屋併小 7日 陣屋併小 8日 陣屋併小 9日 陣屋併小 10日 陣屋併小 11日 陣屋併小 12日 陣屋併小 13日 陣屋併小 14日 陣屋併小 15日 陣屋併小 16日 陣屋併小 17日 陣屋併小 18日 陣屋併小 19日 陣屋併小 20日 陣屋併小 21日 陣屋併小 22日 陣屋併小 23日 陣屋併小 24日 陣屋併小 25日 陣屋併小 26日 陣屋併小 27日 陣屋併小 28日 陣屋併小 29日 陣屋併小 30日 陣屋併小 31日 陣屋併小

11月1日 陣屋併小 2日 陣屋併小 3日 陣屋併小 4日 陣屋併小 5日 陣屋併小 6日 陣屋併小 7日 陣屋併小 8日 陣屋併小 9日 陣屋併小 10日 陣屋併小 11日 陣屋併小 12日 陣屋併小 13日 陣屋併小 14日 陣屋併小 15日 陣屋併小 16日 陣屋併小 17日 陣屋併小 18日 陣屋併小 19日 陣屋併小 20日 陣屋併小 21日 陣屋併小 22日 陣屋併小 23日 陣屋併小 24日 陣屋併小 25日 陣屋併小 26日 陣屋併小 27日 陣屋併小 28日 陣屋併小 29日 陣屋併小 30日 陣屋併小 31日 陣屋併小

12月1日 陣屋併小 2日 陣屋併小 3日 陣屋併小 4日 陣屋併小 5日 陣屋併小 6日 陣屋併小 7日 陣屋併小 8日 陣屋併小 9日 陣屋併小 10日 陣屋併小 11日 陣屋併小 12日 陣屋併小 13日 陣屋併小 14日 陣屋併小 15日 陣屋併小 16日 陣屋併小 17日 陣屋併小 18日 陣屋併小 19日 陣屋併小 20日 陣屋併小 21日 陣屋併小 22日 陣屋併小 23日 陣屋併小 24日 陣屋併小 25日 陣屋併小 26日 陣屋併小 27日 陣屋併小 28日 陣屋併小 29日 陣屋併小 30日 陣屋併小 31日 陣屋併小

1月1日 陣屋併小 2日 陣屋併小 3日 陣屋併小 4日 陣屋併小 5日 陣屋併小 6日 陣屋併小 7日 陣屋併小 8日 陣屋併小 9日 陣屋併小 10日 陣屋併小 11日 陣屋併小 12日 陣屋併小 13日 陣屋併小 14日 陣屋併小 15日 陣屋併小 16日 陣屋併小 17日 陣屋併小 18日 陣屋併小 19日 陣屋併小 20日 陣屋併小 21日 陣屋併小 22日 陣屋併小 23日 陣屋併小 24日 陣屋併小 25日 陣屋併小 26日 陣屋併小 27日 陣屋併小 28日 陣屋併小 29日 陣屋併小 30日 陣屋併小 31日 陣屋併小

2月1日 陣屋併小 2日 陣屋併小 3日 陣屋併小 4日 陣屋併小 5日 陣屋併小 6日 陣屋併小 7日 陣屋併小 8日 陣屋併小 9日 陣屋併小 10日 陣屋併小 11日 陣屋併小 12日 陣屋併小 13日 陣屋併小 14日 陣屋併小 15日 陣屋併小 16日 陣屋併小 17日 陣屋併小 18日 陣屋併小 19日 陣屋併小 20日 陣屋併小 21日 陣屋併小 22日 陣屋併小 23日 陣屋併小 24日 陣屋併小 25日 陣屋併小 26日 陣屋併小 27日 陣屋併小 28日 陣屋併小 29日 陣屋併小 30日 陣屋併小 31日 陣屋併小

市政だよりは市内の全世帯に配布
この広報紙は毎月一回発行し町会、自治会などを通じて市内の全世帯にもれなく配布されることになっておりますので届かないときは地区の町会、自治会長または広報係までお申し出ください。

「生ワク投与」はつぎの要領で行ないます。
5月の投与日程
16日 本輪西支所 13時~15時
17・23日 労働会館
18・19日 輪西市民会館
対象者
初回投与対象者 昭和42年1月31日以前の出生者で未だ一度もワクチンを飲んでいない者
追加投与対象者 昭和42年11月30日以前の出生者で未だ、「二」三型の三種混合ワクチンを回完了していない者

※生ワク投与のため、種痘 6月6日まで、腸バ(初回のみ)、「一」般予防接種は5月23日まで中止いたします。

旧金鶏勲章年金受給者
一時金の支給
旧勲章年金受給者に関する特別措置法の施行により、つぎの三つの事項に該当する方に一時金十万円が支給されます。

①日清戦争から満州事変までの武功により金鶏勲章を授けられた方
②昭和二十一年から昭和二十八年三月三十一日までの間に三年をえる猶得または禁錮以上の刑に処せられたことのない人
③前記の条件に該当する方が一時金を請求しないで死亡した時はその相続人が自己の名で一時金を請求することができます。

この「一時金の請求手続き」その他、詳しいことは市福祉事務所社会課へお問い合わせください。(電 0111-内線 279)

改めて届出を、
印鑑証明の
登録証を発行
今月の一日から複写式により印鑑証明書を交付していますので次のように、現在、届出をしている人も改めて届出をしてください。

○印鑑持参の上、必ず本人が届出をしてください。それと同時に新しく登録証を交付します。

○本人みずから届出をすることができない場合は、代理人でもできますが、委任状を必要とします。

○登録証を持参した方は、本人とみなして印鑑証明書を交付しますので、登録証を大切に保管してください。

市立病院の受付順序
変わる 8月1日から
市立室蘭総合病院の受付順序が六月一日から変わります。
初診、再来のどの患者さんも入口の事務室にお寄りいただき「料金カード」を持って各外来の受付へ行っていただきます。以後は従来のとおりです。

これによって、待時間が少なくなり帰宅が早められることとなります。
あなたかい贈物
4月20日現在
(敬称略)
△室蘭商業高校一年E組 代表佐々木幸子(二千六十四)
△御前水中中学校一年D組 同代表金子誠(千八百四)
同一年I組 同代表鈴木修二(七百元)
△中央町一 4川田光一(六百四)
△警別中学校二年D組 同代表渡谷泉(九百六十四)
△向陽中学校一年四組 代表松井文恵(千三百四)
△輪西町 2-1-13 鈴木俊一(理容用椅子二脚)
△本輪西町 慶名(千円)
△知利別町東 郡町会長 鶴田定雄(千円)
△知利別町富士鉄社第63のイ 熊谷裕江(敬老社努力券社)
△蘭東中学校一年九組 同代表菅野博之(二百四十七円)
△中央町2-1-8 徳水ケイ子(人形40個、タオル100本、絵葉書三十組、鉛(一缶))

たごにり昭和二十年未だ金鶏勲章年金を支給されていた方(支那事変の武功により金鶏勲章を授けられた方は除く)
昭和二十八年四月一日に日本の国籍を有する人。
昭和二十一年から昭和二十八年三月三十一日までの間に三年をえる猶得または禁錮以上の刑に処せられたことのない人
前記の条件に該当する方が一時金を請求しないで死亡した時はその相続人が自己の名で一時金を請求することができます。

この「一時金の請求手続き」その他、詳しいことは市福祉事務所社会課へお問い合わせください。(電 0111-内線 279)

改めて届出を、
印鑑証明の
登録証を発行
今月の一日から複写式により印鑑証明書を交付していますので次のように、現在、届出をしている人も改めて届出をしてください。

○印鑑持参の上、必ず本人が届出をしてください。それと同時に新しく登録証を交付します。

○本人みずから届出をすることができない場合は、代理人でもできますが、委任状を必要とします。